

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2017.Feb
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団 Vol.20

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所宛付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第20回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の弁論は、現政権が原発推進策を強行する中で、行われた。もっとも、昨年12月21日原子力関係閣僚会議はもんじゅの廃炉を正式に決定した。しかし、政府は核燃料サイクル政策そのものを堅持するとしている。

そうした時に、東芝は、この弁論の日1月27日に、約7000億円を超えるとされる損失を計上する見通しとなり、海外での原発建設工事から撤退す

るとの方針を明らかにした。すでに、台湾は同地域の原発を廃炉にする法整備に着手している。さらに、東電は、福島での原発事故にかかる負担を現時点で21兆5000億円という巨額の経費を計上している。

いよいよ今年は、原発被害をめぐる損害賠償の判決が連発され、野党の中でも原発ゼロを求めて選挙協力が論議される中で、脱原発に向けて大きく世論が変わろうとしている。さらに、原発再稼働の世論作りの道具となっていた立地自治体と立地県との了解があれば再稼働できるとする仕組みに鹿児島や新潟などからほころびが始まっている。

今、私たちには、玄海原発の再稼働に対し仮処分申請だけでなく、国民の多数を占める被害自治体(住民)を結集してこの国の原発による発電政策を転換させる歴史的な闘いをも含めて大きく前進することが求められている。

第20回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



まず、1月27日に玄海原発の3・4号機の再稼働差止めの仮処分の申請を提出しました。運動を強化して世論を再び結集し、再稼働を阻止する柱のひとつとしてです。

本裁判の口頭弁論では、公害問題の研究者の草分けである宮本憲一先生(環境経済学、大阪市

立大学名誉教授)が、公害問題・運動の歴史を踏まえて、原発の廃止の重要性を訴える理論的な意見陳述をしました。

双方からの主張書面の提出はありませんでしたが、原告側は、次回、仮処分でも提出する「地震動問題」「実効的な避難計画ができないこと」「耐震重要度分類の不合理性」についての主張書面を提出する予定です。

目次

口頭弁論を終えて、ココがポイント.....	1
意見陳述 宮本憲一さん.....	2
仮処分申立について.....	5

団長コラム.....	6
自治体への働きかけをひろげよう.....	7
傍聴記、今後の日程.....	8

意見陳述

原告 宮本憲一さん
(経済学者、元滋賀大学学長、大阪市立大学名誉教授)



1 私の経歴と公害研究

私は、1953年から金沢大学、大阪市立大学、立命館大学で教授等を務めたのち、滋賀大学長となり、その定年退職後、立命館大学客員教授として2013年に辞職するまで60年間大学教師をいたしました。専攻は環境経済学、地域経済論です。

日本は戦後復興から高度経済成長によって、「経済大国」になりましたが、この過程で、水俣病、イタイタイ病、四日市大気汚染など世界史に残るような深刻な公害を経験しました。私は1961年に四日市コンビナートを調査して、その公害の深刻なことに衝撃を受けました。しかも、原因と対策が経済問題であるにもかかわらず、従来の経済学がこの問題を取り扱っていないことに気が付き、公害研究を始めることにしました。

1964年、庄司光京都大学衛生工学教授とともに『恐るべき公害』(岩波新書)を出版しました。これは戦後初めて公害問題を学際的に解明した啓蒙書で、40数万部出版し、公害問題が社会問題となるきっかけを作りました。昨年日本学士院賞を受賞した『戦後日本公害史論』(岩波書店、2014年)は、それ以後50年の公害・環境問題の研究の成果です。この中では、1967年「公害対策基本法」で放射能を公害として取り上げながら、その取扱いを原子力関係法に譲った失敗から、福島原発の事故までを取り上げ、原子力発電が科学技術として不完全で、原子炉等規制法関係の不備な段階での再開はストップすべきだと述べてあります。

1963年、元一橋大学学長都留重人先生とともに学際的な公害研究委員会を結成しました。これは国際的にみても最も古い環境問題の研究組織で、1971年に『公害研究』(改題『環境と公害』季刊、岩

波書店)を機関誌として発刊し、今も継続しています。

また、1979年には、日本環境会議という500名の研究者と弁護士などを組織した専門家の研究・政策提言組織を創設しました。私は、これらの代表をしていましたが、今は後進に譲り、『環境と公害』では顧問を、日本環境会議では名誉理事長を務めています。

2 原発のリスクへの警告とその現実化

『公害研究』では、発刊の初期から原発の操業に反対してきました。1974年4月号に「原子力発電と公害」の特集を組み、原発の導入はゲーテの小説『ファウスト』の中でファウストが魂を悪魔に売ったように、人間社会の安全を政府が原発企業に売り出す「ファウスト的取引」であって、中止をすべきだと主張しました。そして、代替として再生エネルギーの開発を急ぐべきだとしました。

公害研究委員会はその後もスリーマイルやチェルノブイリの事故を重視して、調査をし、原発のリスクが人類規模の大きな被害になることを警告してきたのですが、政官財学複合体の原子力村の原発神話をストップできませんでした。力の足りなかったことは残念なことです。そして、戦後最大最悪の公害として福島事故が起こりました。

原発の運転開始以来すでに3回の大事故が発生して、もはや原発の安全性に関する神話は完全に崩壊しました。『公害研究』が既に40年前に警告していた原発の被害が現実となり、他方、再生エネルギーの開発の可能性が遅まきながら、誰の目にも明らかになりましたので、原発の再開中止と廃

棄の時期が来たと思います。

3 予防の原則の観点から 原発の再開は許されない

1992年の国連環境開発会議によって、予防の原則が環境政策の原理として認められました。それは、重大な被害が予測される場合には、100%の科学的証明がなくても、事業行為を差し止めることができるというものです。地球温暖化ガス防止の国際協定、水銀条約、国内ではアスベストの使用・輸入禁止など、有害化学物質の管理にこの予防原則が適用されています。

私は、これまでの公害の歴史と福島事故による深刻な公害の現実を踏まえ、国際的な「予防の原則」に基づいて、玄海原発再開の差し止めを次の4点の理由で要求します。

(1) 差し止めるべき第1の理由

第1は、福島原発事故によって、原発に欠陥があり、災害国日本では事故の再発の可能性があります。事故の被害とその後始末に膨大な費用と不可逆的な損害が生まれることが明らかとなったためです。

現在の国の試算では、被害の補償、除染、汚染水の処理などの事故の後始末、解体廃炉などの費用が22兆円と発表されていますが、中間処理場の建設すらすまぬ現状で、後始末の費用などはさらに増大する可能性があります。この費用を東京電力が負担できず、国の援助を求め、他の電力企業の料金に負担を求めています。市場制度の下では、私企業が自らの過失の賠償を負担できぬような事業をしてはならず、また私企業の失敗を国＝国民が負担するというのはPPP（汚染者負担原則）に反し、商業道徳はもとより資本主義経済の原理からも許されぬことです。原発操業の条件である避難計画が全くできていないことも、併せて指摘しておきたいと思います。

福島原発事故は、金銭賠償では復元できぬ被害を生みました。既がんと白血病などの健康障

害が出ており、それは長期にわたって増幅する可能性があります。原発の公害が最大最悪である理由は、2市7町3村14万人が強制疎開に遭い、今なお9万人の避難者が存在し、故郷を喪失し、今後汚染のために放棄しなければならぬ地域が生まれるということです。これは、足尾鉍毒事件以来の被害と比べてよいでしょう。

(2) 差し止めるべき第2の理由

第2は、原発のコストが相対的に安価でないということです。これは大島堅一立命館大学教授の『原発のコスト』（岩波新書、2011年）などが明らかにしてきたことです。

アメリカのように再生エネルギーの開発が進んでいるところでは、明らかに再生エネルギーのコストが安くなっています。日本の場合は発送電分離など自由化政策が進めば、大幅にコストを下げうるでしょう。政府はエネルギー計画で原発をベースロードとし、全供給量の20～22%にしていますが、これは老朽原発を入れ、新基地建設を見込んだもので、実行は不可能です。原発が停止していた時期に電力危機は起こりませんでした。この原因は節電の効果などですが、原発を基本にしなくてもよいことは明らかです。

まだまだ節電も可能です。先述した福島原発の損害を算入すれば原発コストはさらに高くなるでしょう。あえて再稼働しなければならぬ根拠は国民経済の問題でなく、電力会社の経営問題です。

(3) 差し止めるべき第3の理由

第3に、原発は放射能廃棄物の処理やリサイクルが不可能あるいは著しく困難な産業です。福島事故後、中間処理場設置は困難となり、恒久的処理については計画も立てられない状況です。「もんじゅ」が1兆円を浪費して、廃炉になり、完全循環方式は幻想に終わりました。既に各発電所の使用済み核燃料の一時保管庫も満杯になりつつあります。「トイレなきマンション」という比喻はぴったりです。原発が科学技術的に致命的欠陥を持っていることを示しています。

ドイツの倫理委員会が原発廃止を決めた最大の理由は、この放射能廃棄物の処理の困難と後の世代に半永久的に持続する危険性が倫理的に許せないということでした。仮に事故がなく、運転が安全だとしても、放射能廃棄物は10万年以上にわたって被害を出す可能性がある負の遺産となります。これは市場の論理で判断すべきことでなく、将来世代に対する責任倫理の問題です。次世代に解決困難な負担を残すことを許してはならないでしょう。

(4) 差し止めるべき第4の理由

第4は、原発立地の市町村の経済・財政問題です。原発立地が肯定された理由の一つは、過疎地域の振興における原発の役割です。

田中角栄内閣が電源3法を作ったときに、発電所が公害を出し、地域開発にならないという反対論を押し切るために、迷惑料あるいは賄賂として電源開発交付金制度が作られました。この交付金と固定資産税が立地地域の経済・財政を膨張させました。開発されたエネルギーは地元ではほとんど使われず、大都市地域に送られ、地元は原発関連産業以外の地域経済の発展がなかったのです。固定資産税のうち最大の償却資産税は16年間で0になります。他方、財政が膨張した時代に作った地域の施設の維持費が負担となり、財政は周期的に危機になりました。このため再び三度原発を誘致して、経済・財政を維持してきたのです。

他国に例を見ないほど特定地域に原発が密集したのは、このような開発方式にあります。しかし、このような開発は、地域の自力発展の活力を削ぎ、いつまでも持続できるものではありません。原発立地のような差別的政策をやめ、地元の内発的発展への模索をできるだけ早い機会に始めるためには、原発の再開停止はチャンスでないでしょうか。再開停止により当面困難があるというならば、次の地域開発の準備として、期限を限って国の地域創生の援助が行われればよいのではないのでしょうか。

4 維持可能な社会への転換

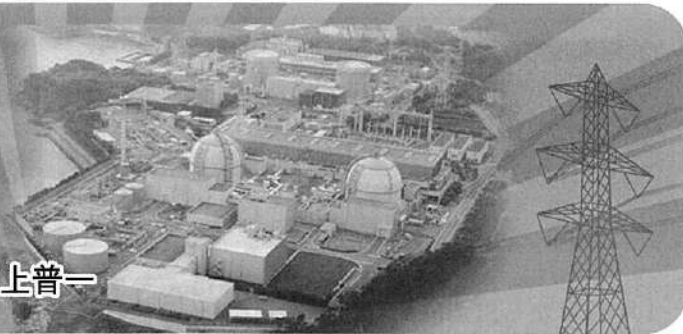
これからの日本は、東京一極集中を改革して、地方の経済・文化を発展させ、維持可能な社会(sustainable society)を作らねばなりません。そのためには、原発のような大規模な発電所や重化学工場を地方に作って、そのエネルギーや資源、そして利潤を東京や大都市に送るような外来型開発でなく、地元の資源やエネルギーを地元の企業・個人が利用して開発をすすめる持続可能な内発的発展への転換が必要です。

原発の事故は重大な財産権、人格権の侵害を招くことが証明され、これを絶対に防止できないことが明らかになった今日、原発再開を差し止めることは、予防の原則から認めてしかるべきであります。玄海原発の再開を阻止することは、この地域の大規模な公害を予防するとともに、新しい佐賀県の維持可能な発展の第一歩となると思います。



仮処分申立について

「原発なくそう！九州玄海訴訟」仮処分事務局長 田上普一



1.はじめに

3.11事故から6年が経過しようとしています。

この間、原発の危険性や原発がなくとも私たちの生活には困らないことが明らかになり、現在の日本では、少なくとも「もう二度と絶対にフクシマの悲劇を繰り返してはならない」という社会的合意が成立していることは疑いようがありません。

原発が事故を起こさないためには、原発を廃炉にすることが一番の対策です。「原発なくそう！九州玄海訴訟」を提訴して5年になりますが、その間、1万226名の市民の皆さんが「原発事故は二度と起こしてはならない」との思いから裁判の原告となっていました。

ところが、国や電力各社は、フクシマの惨状がなかったかのように、原発の再稼働を強行しようとしています。昨年は、熊本・鳥取と地震が頻発し、改めて、原発再稼働に対する市民の不安の声が多くあがりましたが、国と電力各社は、こうした声に耳を傾けずに再稼働への手を緩めようとしません。

そして、1月18日、とうとう原子力規制委員会は、玄海原発の再稼働の審査に合格のお墨付きを与えました。早ければ今年の夏以降、玄海原発の再稼働が強行されると報道されており、このままでは「原発なくそう！九州玄海訴訟」の結論が出る前に、玄海原発が再稼働

してしまう可能性が非常に高くなっています。

2.仮処分手続とは

そこで、今回、私たちは「原発なくそう！九州玄海訴訟」と併行して、九州電力を相手取って佐賀地方裁判所に「仮処分手続」を申立てることになりました。

仮処分手続は、訴訟の結論を待っている間に著しい損害が生じるおそれがあるときに仮の地位を定める暫定的な手続です。

裁判所は、玄海原発の運転によって、私たち市民が、取り返しのつかない被害を受けるおそれが生じることになり「原発なくそう！九州玄海訴訟」の結論を待っている余裕がないと認めたとときに、玄海原発の運転差し止めの仮処分決定を出すこととなります。仮処分手続の特徴としては、直ちに効果が生じること、手続きが非公開で行われることなどが挙げられます。

3.申立書の概要

申立書の概要としては、まず、フクシマの被害を示すことによって、原発が、私たち市民の生命、身体の安全及び生活基盤など、私たちの存在そのものを根底から揺るがしかねない非人間的・非人道的な経済活動であることを明らかにします。

そして、少なくとも現在の日本では「もう二度と、もう絶対にフ

クシマの悲劇を繰り返してはならない」という社会的合意が成立していることを述べ、そこから、原発の再稼働を容認する最低限度の条件として、世界最高水準の安全性が達成されていなければならないのだと導きます。

一方、国や九州電力は、新規制基準に適合したことを根拠に安全性が確保されたと説明しています。

そこで、本当に新規制基準に適合すれば安全だといえるのか、世界最高水準の基準だといえるのか、という点に疑問を投げかけ、実際には、新規制基準は、国際的な基準と比較して大きく見劣りする基準であって、3.11事故の教訓すら生かしていないまま運用されている「再稼働を実現する…ため」の基準」であって、決して安全性を保証する基準ではないことを述べます。

さらに加えて、玄海原発の具体的な危険性として、基準地震動を超える地震動が発生するおそれがあること、シビアアクシデント対策が不十分であること、実効的な避難計画が実現不可能であることを指摘しています。

4.今後の進行

今後は、玄海原発の具体的な危険性を詳しく指摘した補充書面を提出し、九州電力からも答弁書などが提出されて審理が進んでいくこととなります。



玄海原発再稼働と 福島第一原発格納容器内の高放射線量

1月27日から玄海原発再稼働を巡る「佐賀県の広く意見を聴く会」が発足した。県内の組織を代表する30人の委員の様々な意見と要望、

- 新基準に適合すれば福島のような事故は起こらないのか、
- 満杯に近い使用済み核燃料を更に過密保管する危険はないのか、
- 世界有数の火山・地震列島日本に高レベル放射性廃棄物の処分の適正地はあるのか、
- 福島後の再稼働に際して、周辺自治体の同意権を拡げ、慎重に対処すべきではないか、
- 重大事故時に対応する人員は十分なのか、
- 熊本地震以後信頼を失った強地震動モデル、基準地震動の安全率評価は十分か、
- 原発事故時の児童の送迎、災害弱者対策、離島の住民が抱える不安、

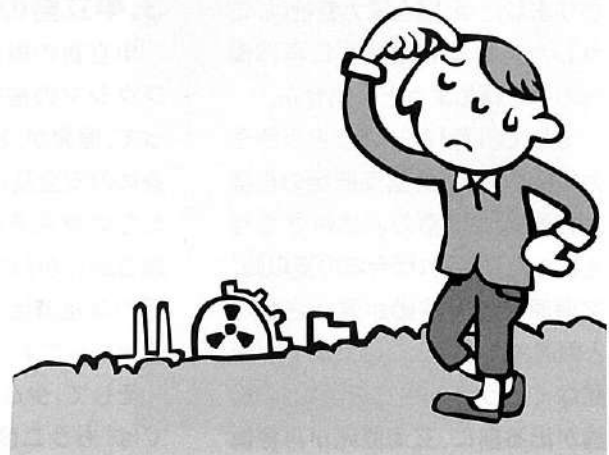
等々、安全性に関する不安と国・規制委員会と九州電力への不信に対して、国・規制庁は「これで絶対安全と言い始めると安全への追求がおろそかになる。絶え間なく安全を追求する」と、あたかも今できることは全て整備したように答えをはぐらかす。免震重要棟、ベント、熊本地震対策は何故先送りしたのか。科学技術的根拠に基づいた真摯な応答を求める。

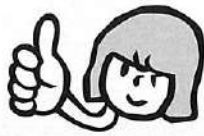
2月2日と9日、東京電力は、炉心溶融した福島第一原発2号機格納容器内の放射線量がそれぞれ毎時530シーベルト、650シーベルトに達すると発表した。「被ばくすれば数十秒で死に至る壮絶な高線量」と専門家すら驚く線量である。格納容器内の環境は想定よりもはるかに過酷でデブリの取り出しをはじめ事故収束に至っては至難の業となってきた。この報道に接したとき、軽水炉を「欠陥商品」と断じた元日本原子力研究所所員の館野淳氏の論文「配管破断(一挙に冷却水喪失)であれ、全交流電源喪失(冷却温度が上がりじわじわと冷却水が失わ

れる)の場合であれ、引き返し不能温度1200℃を超えると温度制御(核分裂制御)が不可能(核分裂暴走)で炉心溶融に容易に至るとというのが軽水炉特有の欠陥である」を想起した。軽水(普通の水であるが加圧型軽水炉:玄海の場合の正常運転時、圧力約150気圧下にある温度約300℃の水)の温度上昇は1分間に20℃程度と言われる。昇温の駆動力は崩壊熱と1200℃を超えると、ジルコニウム(燃料被覆管)と水の発熱反応が加わる。冷やすことが温度を上昇させることになる。引き返し不能温度と言われる所以である(福島(BWR)、スリーマイル島原発(PWR))。

九州電力は2月8日、玄海原発再稼働に向け「電源と水を絶やさない」リーフレットを持って原発周辺8500戸を戸別訪問すると発表した。国・九電は「水」さえ絶やさなければ炉心溶融は防げる、たとえ溶融が起ころうと格納容器内に閉じ込め可能と過信していたのではないか。老朽化した軽水炉は炉心溶融を起こし易く、溶融した軽水炉は高レベル放射性廃棄物の最終処理場となる。羅針盤なき航海を国民は決して許さない。

**北部・中部九州の住民のみなさん
各地の地方自治体と協力して
国・九電に住民説明会を要求しよう！**





玄海原発再稼働ストップへ 自治体への働きかけをもっと!!

2016年秋から、玄海原発3・4号機再稼働について、佐賀県を中心に自治体や議会への働きかけが始まり、広がってきています。伊方原発の再稼働に対しては大分、広島、高知の3県18市町村議会が再稼働へ反対したり慎重な対応を求めたりする意見書を可決しました。玄海原発の再稼働についても、佐賀県はもちろんですが、その他の地域でも自治体や議会への働きかけを進めることが重要です。他の地域の取組みを参考に、①自治体への要望書提出・懇談、②意見書を可決する取組み、③首長や議員への原発問題についてのアンケートなど、みなさんの地域でも取組みを広げましょう。

※意見書や要請書の文例はホームページに掲載していますが、ファクスや郵送でもお送りします。お気軽に事務局までご連絡ください。

佐賀県

2016年11月22日「原発なくそう！九州玄海訴訟」佐賀原告団運営委員会と佐賀県内の地域原告団の代表は、山口祥義佐賀県知事に「佐賀県民の安全と玄海原発の安全確保に関する要望」を手渡し要請しました。

唐津市

2017年1月29日投開票で行われた唐津市長・市議選の立候補予定者に公開質問状を送り、回答を選挙期間中にインターネットで公開しました。現在、2月6日に就任した新市長・峰達郎唐津市長への要請行動を計画中。

伊万里市

2016年12月2日「原発ゼロ伊万里市の会」は塚部芳和市長に「玄海原発の再稼働に関する要望」を提出。12月19日に届いた回答に対して、12月28日に再質問と要望を行っています。2017年1月29日には伊万里市と隣接する有田町在住の方にも呼びかけ「玄海原発再稼働を考える会」を結成しました。

嬉野市・鹿島市

要請書の作成、市役所との日程調整など準備中。

武雄市

2016年11月14日「原発ゼロ武雄市民の会」は小松政武雄市長に「玄海原発の再稼働に関する要望」を提出しました。

小城市・多久市

2017年2月7日江里口秀次小城市長と横尾俊彦多久市長に「玄海原発再稼働に関するお願い」を提出しました。小城市では市の担当者が、多久市では淵上哲也副市長と担当者が対応しました。参加した原告ら市民は「事故が起きたら人と土地の被ばくは避けられない。頼りは身近な自治体、市長さん」「ぜひ、福島視察を行い、住民とともに考えてほしい」と要望しました。

神埼市

2016年12月19日「原発なくそう！九州玄海訴訟」神埼の会は松本茂幸市長と面談し「玄海原発の再稼働に関する要望書」を提出、安定ヨウ素剤の備蓄やモニタリングポストの全支所設置を要望、避難計画についても質問しました。2017年1月9日に届いた回答に対し、2回目の要請を計画中です。

直轄地域

「原発なくそう！九州玄海訴訟直轄地区原告の会」は3月議会において、直轄地域の2市2町で「玄海原発を再稼働しないよう求める意見書」を準備しています。

糟屋郡内7町

2017年1月10日「かすやのエネルギー問題を考える会」は、糟屋郡内で再稼働反対の意見書を可決してもらうために、まずは郡内7町の町長と議員の玄海原発再稼働に対する考えを知ろうとアンケート調査に取組んでいます。

朝倉地域

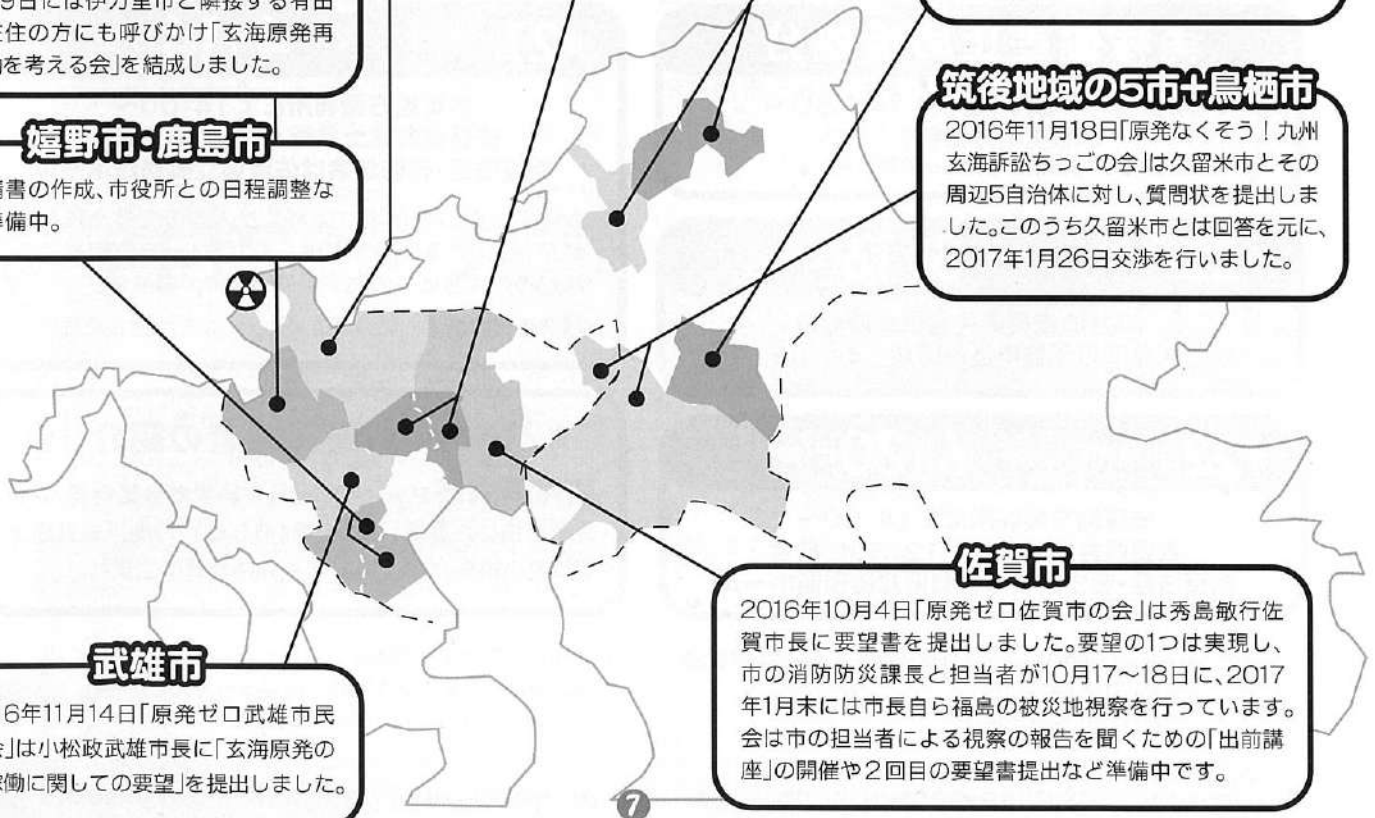
2016年10月「脱原発・自然エネルギーを求める朝倉住民の会」は朝倉市、筑前町、東峰村に対し、実効性のある避難計画の策定やモニタリングポストの設置などを求める要請書を提出しました。玄海原発再稼働反対の意見表明を求める要請書についても計画中です。

筑後地域の5市+鳥栖市

2016年11月18日「原発なくそう！九州玄海訴訟ちっごの会」は久留米市とその周辺5自治体に対し、質問状を提出しました。このうち久留米市とは回答を元に、2017年1月26日交渉を行いました。

佐賀市

2016年10月4日「原発ゼロ佐賀市の会」は秀島敏行佐賀市長に要望書を提出しました。要望の1つは実現し、市の消防防災課長と担当者が10月17～18日に、2017年1月末には市長自ら福島の被災地視察を行っています。会は市の担当者による視察の報告を聞くための「出前講座」の開催や2回目の要望書提出など準備中です。



REPORT 

九州玄海訴訟第20回口頭弁論傍聴記

再稼働差止め仮処分申請と口頭弁論の意見陳述の傍聴の機会を頂きありがとうございました。

「公害」の言葉を生んだとされる宮本憲一さんの意見陳述を、全くその通りと拝聴致しました。

重大な被害が予測される場合には、100%の科学的証明が無くても、事業行為を差し止める事が出来るという予防の原則の観点から原発の再開は許されないと仰られたとき、動物や植物でさえ種の保存の為、危険を回避するのに、なぜ国は国民の命を守れないのかと怒りが沸きました。

私の住む長崎県松浦市は人口約2万3千人、旧松浦市と北松浦郡鷹島町と北松浦郡福島町の1市2町が合併し誕生しました。鷹島町は唐津市に、福島町は伊万里市にそれぞれ隣接し、鷹島町は玄海原発から8.3キロ、松浦市全域は30キロ圏内です。

福島第一原発事故は大量の放射能をまき散らし、松浦市民にとっても他人事ではなく、殆どの方が「原発は要らん」と言われ、新松浦漁協は玄海原発再稼働絶対反対の看板を市内に掲げています。

松浦市長は「減原発から脱原発」が市議会での答弁ですが、再稼働反対とハッキリ言っていたと為にもっと声を上げていかなければとの思いを新たにしました。



また、避難計画では、鷹島町からは東彼3町に避難しますが、鷹島大橋を渡り、一旦玄海原発に近づき、その後佐賀県とほぼ同じ陸路を通して避難ですし、福島町も伊万里市と同じ経路で避難しますので、渋滞は避けられず、被ばくも免れなく、実効的避難計画ではありません。

避難の期間についても、長期避難計画が無く全く何も示されていません。

一時退避施設が鷹島町と福島町に整備されました。退避期間は凡そ7日間と計画されていますが、誰がお世話するのかなどははっきりされていません。

住民の命と暮らしを守るために、玄海原発の再稼働に反対しましょう。

[安江結子(松浦市)]



今後の日程



再稼働差止め仮処分

第1回審尋 3月1日(水) 14:30~
佐賀地方裁判所
※非公開です。債権者の方しか傍聴できません。

第22回 提訴のご案内 3月16日(木)

13:00佐賀県弁護士会館集合
* 今回の原告申込み締切 3月10日

第22回 裁判のご案内 6月30日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00~
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集は佐賀県立美術館ホール

第21回 裁判のご案内 4月14日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00~
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集は佐賀県立美術館ホール

・弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。公共交通機関でお越しください。自家用車でお越しの方はお近くの駐車場に停めてください。

・バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。

第21回裁判 意見陳述者の紹介(予定)

風見梢太郎さん 作家。日本科学者会議員。原発問題を描いた長編「再びの朝(あした)」の他、「風見梢太郎原発小説集」など。1948年福井県敦賀市生まれ。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護士
発行責任者/長谷川照
発行日/2017年2月25日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123